別表（第一条関係）

一　大使館

区分		号別月額 1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号
		円 1,365,700	円 1,354,700	円 1,343,700	円 1,332,700	円 1,321,700	円 1,310,700	円 1,299,700	円 1,288,700	円 1,277,700	円 1,266,700	円 1,255,700	円 1,244,700	円 1,233,700	円 1,222,700	円 1,211,700	円 1,200,700	円 1,189,700	円 1,178,700	円 1,167,700
国の別地	アジア																			
	大洋州																			
	北米																			
	中南米																			
	欧州																			
	中東																			
	アフリカ																			

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。